

保育料

所得税や市民税の課税状況により決定される保育料ですが、旧小野田市では17階層、旧山陽町では21階層の料金設定がされてきました。平成17年度からは、料金設定が総じて低い旧小野田市の階層区分に基づいた料金に統一されます。

●保育料の減免

旧小野田市、旧山陽町間での制度差はありませんでしたが、旧小野田市の階層にあわせて、17年度から次のとおりとなります。

(2人同時入所)

所得税額に応じ、どちらかの児童の保育料が半額

(3人同時入所)

所得税額に応じ、3人のうち1人が無料、1人が半額

(第3子以降の3歳未満児)

同時入所にかかわらず、所得税額に応じ、無料または半額

【問い合わせ先】

児童福祉課保育係

☎ 82・1207

取扱窓口について

		本 庁	山 陽 総 合 事 務 所	南 支 所	埴 生 支 所	公 園 通 出 張 所	厚 陽 出 張 所
市民課 取扱分	戸籍届出（婚姻・離婚・出生届など）	○	○	○	○	○	×
	住民異動（転入・転出・転居届など）	○	○	○	○	○	×
	外国人異動（転入・転居届など）	○	○	×	○	×	×
	印鑑登録	○	○	○	○	○	×
	住民基本台帳カード	○	○	×	×	×	×
	電子証明書	○	○	×	×	×	×
	住民基本台帳閲覧	○	○	×	×	×	×
	広域交付住民票の写し	○	○	×	○	×	×
	その他各種証明書発行	○	○	○	○	○	○
	自動車臨時運行許可	○	○	○	×	×	×
税務課 取扱分	所得証明	○	○	○	○	○	×
	課税証明	○	○	○	○	○	×
	所得課税証明	○	○	○	○	○	×
	法人所在証明	○	○	×	×	×	×
	資産証明	○	○	×	○	×	×
	固定資産評価証明	○	○	×	○	×	×
	固定資産公課証明	○	○	×	○	×	×
	閲覧照合（公簿・分間図）台帳・公図の写し交付	○	○	×	○注1	×	×
	住宅家屋証明	○	○	×	×	×	×
	納税証明	○	○	○	○	×	×

※注1 埴生支所において閲覧できる名寄兼課税台帳は埴生地区分のみです。